

予定価格等の事前公表に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、四街道市が発注する建設工事及び測量・コンサルタント業務等に関し、競争入札及び契約手続きの透明性及び公平性を高めることを目的に、予定価格の事前公表に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(対象)

第2条 予定価格の事前公表の対象は、一般競争入札及び指名競争入札による建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等とする。

(公表の方法等)

第3条 公表は、建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の公告及び公表のなかで予定価格を明示して行う。

2 予定価格の総額のみを公表するものとする。

(入札の執行方法等)

第4条 入札回数は1回とする。

附 則

- 1 この要領は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 予定価格の事前公表の試行に関する事務取扱要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年8月5日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年11月4日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。